

鹿屋市告示第 140 号

鹿屋市子育て短期入所生活援助事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令和 8 年 4 月 1 日

鹿屋市長 郷 原 拓 男

令和 8 年 4 月 1 日 決 裁

鹿屋市子育て短期入所生活援助事業実施要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市子育て短期入所生活援助事業実施要綱（平成18年鹿屋市告示第49号）の一部を次のように改正する。

第11条中「9,210円」を「10,700円」に、「5,200円」を「5,540円」に、「1,340円」を「1,500円」に改める。

別表Cの項中「4,600円」を「5,300円」に、「2,600円」を「2,700円」に、「600円」を「700円」に改める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。